



保護者の皆さまへ



# 令和8年 石川県 PTA 安全会 補償制度のご案内



普通傷害保険【PTA 団体傷害保険特約+食中毒補償特約+熱中症補償特約付帯】  
賠償責任保険普通保険約款+PTA 管理者特別約款

- ◆本補償制度は、単位 PTA や単位 PTA の父母会員・教師会員や生徒・児童の方々を被保険者、石川県 PTA 安全会が保険契約者として共栄火災海上保険株式会社と保険契約を締結するものです。
  - ・PTA 行事に参加している間に被ったケガの補償【PTA 団体傷害保険】
  - ・PTA の管理下における事故により PTA が被る法律上の賠償責任損害の補償【PTA 管理者賠償責任保険】
- ◆保険料は、PTA 安全会の会費から充当されています。
- ◆補償期間(保険期間)は令和8年4月1日から1年間となります。

## 石川県 PTA 安全会 (保険契約者)

〒920-0918 金沢市尾山町10番5号 石川県文教会館 石川県 PTA 連合会内  
TEL (076) 261-3887 FAX (076) 261-7811

## I. ケガの補償 (PTA 団体傷害保険)

### 1. 補償を受けられる方(被保険者)

- ① PTA 会員(父母会員・教師会員)
- ② PTA 会員の同居の親族(PTA 会員と同居し、その学校に通学する児童・生徒を含みます。)
- ③ PTA 会員の代理者(あらかじめその行事への参加が PTA に認められている場合に限ります。)



### 2. 補償の対象となる場合(概要)

PTA が企画・立案し主催または共催する行事に参加中、または行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上のケガ・食中毒・熱中症による死亡・後遺障害・入院・通院・手術が補償の対象となります。(詳細は次頁 4. 保険金をお支払いする場合と保険金の内容をご参照ください。)

ただし、児童・生徒については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付対象となる場合は、補償の対象となりません。

### 3. 保険金額(補償の金額)

補償項目	保険金額
死亡保険金	300 万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 12 万円～300 万円
入院保険金日額(180 日限度)	3,000 円
通院保険金日額(90 日限度)	2,000 円
手術保険金	入院中の手術 3 万円入院中以外の手術 1.5 万円

#### 4. 保険金をお支払いする場合と保険金の内容

PTAの管理下<sup>(※1)</sup>において、PTA行事<sup>(※2)</sup>に参加している間に、被保険者<sup>(※3)</sup>が急激かつ偶然な外来の事故<sup>(※4)</sup>(以下「事故」といいます。)によりケガ<sup>(※5)</sup>をされ、その直接の結果として、「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガ <sup>(※5)</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	●独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガ ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
後遺障害保険金	事故によりケガ <sup>(※5)</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●けんかや自殺・犯罪行為によるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
入院保険金	事故によりケガ <sup>(※5)</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
手術保険金	事故によりケガ <sup>(※5)</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において手術 <sup>(※6)</sup> を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	●戦争、内乱、暴動などによるケガ(テロを除く) ●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ホブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
通院保険金	事故によりケガ <sup>(※5)</sup> をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。 (90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 <sup>(※7)</sup> を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 <sup>(※8)</sup> を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	●自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見 <sup>(※9)</sup> のないものなど ※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注)死亡保険金は被保険者の法定相続人に、それ以外の保険金は被保険者にお支払いします。

(※1)「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

(※2)「PTA行事」とは、日本国内において、PTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。なお、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との経路の往復中を含みます。

(※3)「被保険者」(保険の補償を受けられる方)とは、以下の方をいいます。

①PTA会員(父母会員教師会員)

②PTA会員の同居の親族(PTA会員と同居し、その学校に通学する児童・生徒を含みます。)

③PTA会員の代理者(あらかじめ当該行事への参加がPTAに認められている場合に限りです。)

(※4)「急激かつ偶然な外来の事故」とは下記3項目をすべて満たす場合をいいます。

○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性=身体の外からの作用によるもの

(上記3項目に該当しない例)

日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

(※5)「ケガ」には、有毒ガスや有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症(日射病・熱射病)を含みます。

(※6)対象となる手術は、以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(※7)所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

(※8)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

## II. 賠償損害の補償 (PTA 管理者賠償責任保険)

### 1. 団体としての PTA の賠償 (PTA の管理責任)

・PTA が企画・立案した主催行事の活動中において、管理者である PTA の過失により、PTA 会員または他人の身体や財物に損害を与えた場合、PTA はその損害につき法律上の賠償責任を負うことになります。

### 2. 補償を受けられる方 (被保険者)

・PTA (PTA とは、父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、PTA 会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。)

### 3. 保険金をお支払いする場合

・PTA の指揮、監督および指導下において、PTA 活動 (PTA 活動とは、日本国内において PTA の目的にそって PTA が企画・立案し、主催する学習活動および実践活動で、PTA 総会、運営委員会など PTA 会則 (名称を問いません。 ) に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。 ) 下において、下記の事由により PTA が法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。ただし、自動車の運行・管理に起因する賠償責任は補償の対象外となります。

※ PTA 会員および児童・生徒が PTA 活動へ参加するための所定の場所と自宅の往復途上は含まれません。

(1) PTA 活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により他人の身体に障害を与えたことや他人の財物を損壊させたとき

(2) PTA が使用、管理する他人から借用したスポーツ用具等の財物を PTA 会員および児童・生徒が損壊または紛失し、もしくは盗取されたとき

#### 保険金をお支払いする事故の例

○PTA 主催の水泳教室で、監視の不備で生徒が溺れてしまった。

○PTA 主催の博物館見学の途中で、誤って博物館のガラスケースを割ってしまった。

○PTA が借りたタコ焼き器が、取扱いの不備で破損してしまった。 など

### 4. 支払限度額

(1) PTA 諸行事に伴う支払限度額		(2) 借用物に対する期間中支払限度額	
対人賠償 1 名につき	1 億円	1 事故につき 保険期間中 (自己負担額はありませぬ。)	10 万円 1000 万円
1 事故につき	10 億円		
対物賠償 1 事故 (自己負担額はありませぬ。)	1 億円		

※上記金額はいずれも補償の限度額を示すものです。なお、相手方にも過失がある場合には、相手方も過失割合に応じた責任を負います。

※ PTA が使用・管理する他人から借用した財物に対する賠償責任の支払限度額については、保険金の支払いがあれば、その都度その額だけ支払限度額は減額します。

### 5. お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金には次のものがあります。

保険金の種類			支払方法
損害賠償金	① 損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、支払限度額を限度にお支払いします。
	② 損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	
費用損害	③ 応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	①と合算して、支払限度額を限度にお支払いします。
	④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	
	⑤ 保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥ 示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

※ 1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

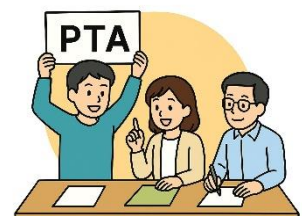
※ 2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。

※ 3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合には、保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
- (2) 被保険者と他人との間に特別の取り決めがある場合において、その取り決めによって加重された賠償責任
- (3) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
- (5) 排水または排気、排煙に起因する賠償責任
- (6) 被保険者が所有、使用、管理する施設の工事に起因する賠償責任
- (7) 自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- (8) 被保険者の占有を離れたもの、または飲食物に起因する賠償責任



- (9) 被保険者の借用物の欠陥、自然の消耗、性質による損壊、または借用物を返還してから 30 日経過後に発見された借用物の損壊に起因する賠償責任  
 (10) PTA 活動の終了後に発生した PTA 活動以外の活動に起因する賠償責任 など

### Ⅲ. 補償金（保険金）をお支払いした事例

令和 6～7 年度中(令和 6 年 4 月 1 日より令和 8 年 1 月末現在)に PTA 主催・共催行事中のケガや賠償事故で保険金請求があった事故報告の件数は 14 件で、次のようなものがありました。

事故状況	けが箇所・賠償	症状	補償金(保険金)
PTA 活動中、排水バブルのマンホールの蓋が開いていたため足がはまって負傷した。	両足脛部	切傷	10,000 円
水分補給中、別の児童が投げたペットボトルが別の児童に当たり前歯、歯茎を負傷した。	上前歯・歯茎	出血	4,000 円
PTA 主催の清掃活動中に草刈り機を使用し草刈り中に石が飛び車両に当たり、車両所有者に修理代を賠償した。(PTA 管理者賠償責任保険)	車両	修理代	155,804 円

### Ⅳ. 事故が発生した場合の報告および連絡先

万一事故が発生した場合には、すみやかに書面もしくは電話等により次の事項を石川県 PTA 安全会または引受保険会社へご連絡ください。

- (1) まず、応急手当、医師の治療、必要に応じ警察への通報をしてください。
- (2) 事故の内容をすみやかに石川県 PTA 安全会または引受保険会社へご連絡ください。
- (3) 折り返し、安全会から必要な手続きをご案内します。
- (4) 傷害事故の場合は完治してから、また賠償事故の場合は被害者との話し合いが解決してから所定の請求書類を使って保険金の請求をしてください。  
※賠償事故の場合は、示談金額を決定する前に必ず引受保険会社にご連絡ください。事前にご連絡をいただけない場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (5) 賠償事故に関しては、保険会社による示談交渉サービスはありませんので、引受保険会社にご相談いただきながら、直接、被害者の方とお話し合いをしていただきます。



<先取特権について>

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

○ご連絡いただく事項・事故が発生した日時・場所および状況、被害者の住所・氏名および被害物件、賠償事故の内容・原因など

#### ◆ご請求金額 10 万円以下の場合(ケガの補償)

ケガの事故の場合、医師の診断書が必要となります。ただし、入院 通院で保険金請求額が 10 万円以下で、同じ契約のご請求が 1・2 回目の方は、入院・通院申告書と医療機関の領収証または診察券(いずれか 1 枚・コピー可)を提出していただくことで診断書に代えることが可能です。

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により保険会社に申請いただき、保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

■このご案内は保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては引受保険会社にお問い合わせください。

(引受保険会社)  
**共栄火災海上保険株式会社**  
 北陸支店 金沢第一支社



〒920-0919 金沢市南町5-16 TEL (076) 261-9297